

一般財団法人大船渡市体育協会 スポーツ少年団運営費助成金交付規程

(目的)

第1条 スポーツ活動等を通じて次代の担い手となる青少年の健全育成を図るため、大船渡市スポーツ少年団単位団の運営費を助成し、スポーツ少年団の普及拡大を図る。

(助成対象)

第2条 運営費の助成対象は、大船渡市スポーツ少年団に登録する単位団とする。

(助成金)

第3条 助成金は、次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 基本割 1単位団当たり 15,000円
- (2) 団員割 登録団員1人当たり 200円

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする単位団（以下「申請者」という）は、スポーツ少年団運営費助成金交付申請書（様式1号）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 活動内容がわかる書類及び収支予算書
- (2) スポーツ少年団登録団員名簿
- (3) その他会長が必要と認めた書類

(交付決定)

第5条 会長が申請書等を審査し、適当と認めたときは、スポーツ少年団運営費助成承認通知書（様式2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の取り消し)

第6条 会長は、次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付を取消すものとする。

- (1) 不正な手段により、交付の承認を受けたと認められる場合
 - (2) 法令に違反した場合
 - (3) 交付の承認の際に付した条件に違反した場合
- 2 会長は、助成金の交付の取消をしたときは、速やかにスポーツ少年団運営費助成取消通知書（様式3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第7条 助成金の交付を受けた者は、当該活動終了後、速やかに活動完了報告書（様式4号）を提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月19日から施行し、平成26年6月3日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。